

Ⅱ 届出書の作成上の注意・記載例

1 新設(法5条1項)、変更(法附則5条1項、法6条2項)の届出(共通)

(1) 計画概要書の提出

ア 提出時期等

- 新設(法5条1項)・・・届出の約3か月前
- 変更(法6条2項、法附則5条1項)・・・届出の約2か月前

※ ただし、案件の内容や関係機関との協議状況により、時間がかかる場合があります。

イ 提出部数(共通)

- ・ 都知事あて10部(町村のみ11部)
- ・ 区市町村長あて(1部~)

※ 設置者用は別途用意してください。

ウ 提出方法

- ・ 都知事あては、東京都の大店担当窓口までご提出してください。
- ・ 区市町村長あては、設置者が当該区市町村に持参してください。

エ 提出の様式

様式・内容は、届出書と同じですが、1枚目の表題を下記のとおりにしてください。

東京都知事 殿
(店舗所在区市町村長 殿)

(設置者)
(届出担当者)

大規模小売店舗新設(変更)計画概要書

大規模小売店舗を新設(変更)するので、大規模小売店舗立地法第5条第1項(第6条第2項、附則第5条第1項)の規定により、下記のとおり届出を計画しています。

オ 提出までの流れ

- ・ 概ね届出内容等が固まったら、計画概要書(案)を都担当者あて提出していただきます。
- ・ 都担当者が、内容をチェックするとともに、不明な点等を確認します(この間、関係機関との協議により変更点がでましたら適宜内容を修正してください)。
- ・ 警視庁の協議等が終了し記載内容が固まりましたら、計画概要書を受理します。

カ 注意事項

- ・ 計画概要書提出後、区市町村(大型店担当部署)にも提出していただきますが、その際、必要に応じ関連の部署(まちづくり、建築、道路、騒音等)への説明をお願いします。
- ・ 都の関係局からの意見照会に一定期間かかりますので、届出までのスケジュールは余裕をもって設定をお願いします。
- ・ 届出時は、表題等を必ず届出書に変更するとともに、必要な部分を修正・盛り込みいただき、提出していただきます。

(2) 届出の様式・記載内容(共通)

届出書は、届出の基本となるとともに、縦覧や審議会の資料となりますので、下記にしたがって適切な記載とするとともに、わかりやすい資料となるようこころがけてください。

ア 様式等

様式	A4判(図面はA3判横)
文字の大きさ	原則として10.5ポイント以上
ページ番号	届出書、添付書類及び別添書類全てにページ番号を記載(別添書類の「交通量調査及び交通量予測資料」、「騒音予測資料」など、適宜ページ番号を振り直してもよい)。
押印	届出者の押印は不要(届出書1面)
印影の消去	添付書類の代表者印、認印等の印影は、白抜きにして消してください。
年号	和暦で記載すること。

イ 届出書及び添付資料の各項目について

<届出書>

- 届出事項として東京都公報に公告される部分になります。間違いないよう記載してください。
- 小売業者が多数となる場合など、「別紙(小売業者一覧)のとおり」として、様式第1を参照に別紙を添付してください。
- 設置者が複数の場合、連名記載となります。多数となる場合は「別紙(設置者一覧)のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

<届出上の注意>

- 届出者は、設置者(建物所有者)です。連名の場合など、抜けや間違いないよう確認の上、届出書を作成してください(登記簿等で確認してください)。
- 届出以降、届出事項に変更があった場合、届出を取下げていただくか、都の意見通知を待って改めて変更の届出ということになりますので、注意してください。

<I 添付書類>

- 届出事項の添付書類(立地法に基づく添付書類)になります。
- 大項目は、記載例の項目順に記載してください。なお、変更の場合も基本的にはすべての項目を記載していただきます。
- 記載にあたっては、記載例を参考に、適宜、理由、根拠データ、具体的な対策等、詳細を追加しながら記載してください。
- 各項目の記載について、添付図面と表記は統一されているか、交通検討資料、騒音予測資料から適切に引用されているか必ず確認してください。

<法人登記事項証明書及び住民基本台帳の取扱いについて>

設置者が法人の場合、「法人登記事項証明書」を添付していただきますが、証明書類は発行後概ね3か月を目安としていますので、設置者が多数となる場合など届出の時期を調整の上準備してください。

なお、設置者が個人の場合、都において、住民基本台帳ネットワークシステムで確認します。このため、設置者のお名前、住所は間違いないよう記載してください(ただし、これによりがたい場合は、住民票を確認させていただく場合があります)。

<II 別添書類 1 添付図面>

- 来退店経路や施設の配置、騒音予測地点などを示す図面になります。それぞれの図面の中で、経路、配置、対策等が明確にわかるよう記載してください。
- 図面の種類・記載内容については、「II-1 添付図面（記載例）」(P56) 及び「<参考>添付図面の記載項目等について」(P57) を参照してください。なお、「変更（法6条2項）」の場合は、省略できる図面がありますので、相談してください。
- 作成にあたっては、建物配置図などは、カラー刷りとするなど、なるべくわかりやすい記載とするよう工夫をしてください。

<作成上の注意>

- 添付図面は可能な限りまとめて作成してください（ただし、1つの図面にまとめることが困難な場合には、別葉の図面としても結構です）。
- 図面には、縮尺・スケール・方位を明記してください。（2枚以上に図面を分ける場合は縮尺を統一してください。なるべく北の方位が上になるように作成してください。）
- 図面番号、図面名称、ページ番号は、A4サイズにZ折りしたとき、A4の右半分に見えるように記載してください。
- 添付図面には、記載例のような目次をつけてください。
- 道路No.や駐車場の表記など、本文と統一をとるように記載してください。
- 変更の場合は、変更前と変更後がわかるように図面を作成してください。
- 複数の内容を記載する場合など、凡例を正確に記載してください。

<各図面の注意>

- 周辺見取図は、商圈等にあわせた適切な大きさの図面としてください。また、来・退店経路、通学路等をカラーで表記するなど明確になるよう工夫してください。
- 建物配置図等の平面図は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等保管施設、駐車場及び荷さばき施設の出入口、歩行者動線など、位置がわかるよう記載してください。
- また、交通整理員や看板等の配置を記載するとともに、通学時間帯の運用など特別な安全対策がある場合は、適宜コメントを記載してください。
- 騒音予測地点の図面には、必ず周辺の住居等の状況（住宅、事務所、学校など）がわかるよう記載してください。

<II 別添書類 2 交通量調査及び交通量予測資料>

- 「新設」の場合は、「交通量調査及び交通量予測資料」を添付してください。また、「変更」の場合も、必要に応じて適宜添付してください。
- 交通量調査及び交通量予測については、下記を参考に適切に行ってください。
- 記載にあたっては、経済産業省ホームページ「大規模小売店立地法資料集、解説、手引き・ケーススタディ等」を参考に詳しく記入してください。

<交通量調査及び交通量予測の方法>

- 調査日 : 平日及び休日（日曜）それぞれについて調査・予測
- 調査（予測）エリア : 原則として経路予定の店舗周辺最寄りの交差点。
(複合施設の場合は施設全体についても予測)
- 調査（予測）時間帯 : 開店から閉店までの時間帯+前後1時間ずつとしますが、不明な場合は相談してください。
- 調査内容 : 「車種別・時間帯別・方向別台数」
- その他 : 歩行者交通量について、調査が必要な場合があります。

<II 別添書類 3 騒音予測資料>

- ・ 騒音予測の予測結果や算出根拠として、騒音予測資料を添付してください。
- ・ 騒音予測については、「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き（第2版）」を参考に適切に行うようにしてください（特に、騒音予測地点の地点や高さなどは、適切に設定するとともに、必ず設定した理由を記載してください）。
- ・ 予測結果と算出根拠は記載例を参考に間違いないよう適切に記載してください。

(参考) 騒音予測地点について（詳細は、新設の記載例「II-3 騒音予測資料」(P63～) 参照）

<平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠>

騒音予測地点は、建物の周囲(4方向)からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外（原則として相手方の敷地の境界線）とし、A地点、B地点、C地点、D地点等と表記してください（敷地の一辺が50m以上ある場合等、敷地の形状によっては適宜予測地点を追加してください）。

<夜間ににおいて大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠>

騒音予測地点は、隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける店舗の敷地境界線とし、a地点、b地点、c地点、d地点等と表記してください（敷地の一辺が50m以上ある場合等、敷地の形状によっては適宜予測地点を追加してください）。

なお、夜間最大値が基準を超える場合は保全対象建物での壁面予測も行ってください。

- ・ 「変更」の場合で、「騒音予測が不要の取扱い」は下記のとおりです。

<騒音予測不要の取扱い>

下記のいずれかに該当する場合で、東京都及び区市町村が特に問題がないと判断したときは、騒音予測は不要案件として取り扱うこととし、届出書にその旨を記載、また以前の騒音予測の結果を記載していただきます。

1. 営業時間を「午前8時から午後9時までの範囲内」で変更する場合であって、駐車場利用時間帯もそれに伴う変更である場合。
2. 荷さばきを行うことができる時間帯の開始時刻の繰下げまたは終了時刻の繰上げを行う場合であって、変更後の時間帯が深夜時間帯でない場合。
3. 音源に変更が伴わない場合（駐輪場の位置の変更など）、または、音源に変更があるが騒音への影響が減少する場合（駐車台数の減など）

※「深夜時間帯」とは、午後11時から翌日午前6時までの時間帯をいいます。

<参考>

立地法の届出にかかる関係法令や条例等には下記のようなものがあります。

届出にあたっては、適宜、関係法令の基準、用語などを準拠し届出書を作成してください。

(都市計画・立地)

- ・ 都市計画法
- ・ 建築基準法

(交通)

- ・ 駐車場法
- ・ 標準駐車場条例
- ・ 東京都駐車場条例
- ・ 東京都建築安全条例
- ・ 東京都自転車の安全で適正な利用促進に関する条例
- ・ 区市町村の自転車駐車場附置義務条例等

(廃棄物)

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- ・ 特定家庭用機器再商品化法
- ・ 区市町村の廃棄物関係条例等

(騒音)

- ・ 環境基本法
- ・ 騒音規制法
- ・ 騒音規制法の特定工場等に係る規制基準
- ・ 東京都環境基本条例
- ・ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
- ・ 東京都環境影響評価条例

(その他)

- ・ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
- ・ 東京都福祉のまちづくり条例
- ・ 東京都青少年の健全な育成に関する条例